

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）の一部改正により、同法の規定に基づく新たな事務の手数料の額の標準が設けられることに伴い、新たな警察関係事務手数料の設定を行うため、滋賀県警察関係事務手数料条例（平成 12 年滋賀県条例第 32 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 特定自動運行の許可の申請に対する審査の手数料を新たに設けることとします。（別表第 7 関係）
- (2) 特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査の手数料を新たに設けることとします。（別表第 7 関係）
- (3) この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとします。

議第 号

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県警察関係事務手数料条例（平成12年滋賀県条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第7第2項の表中(12)の項を(14)の項とし、(8)の項から(11)の項までを2項ずつ繰り下げ、(7)の項の次に次のように加える。

(8) 法第75条の12第1項の規定に基づく特定自動運行の許可の申請に対する審査の手数料	同 79,200円
(9) 法第75条の16第1項の規定に基づく特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査の手数料	同 78,500円

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

滋賀県警察関係事務手数料条例新旧対照表

旧	新																				
本則・付則 省略	本則・付則 省略																				
別表第1～別表第6 省略	別表第1～別表第6 省略																				
別表第7（第2条関係） 道路交通法に基づく警察関係事務手数料	別表第7（第2条関係） 道路交通法に基づく警察関係事務手数料																				
1 省略	1 省略																				
2 その他道路交通法に基づく警察関係事務手数料	2 その他道路交通法に基づく警察関係事務手数料																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">区分</th> <th style="width: 30%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(7) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(8)～(12)</u> 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	(1)～(7) 省略		(新設)		(新設)		<u>(8)～(12)</u> 省略		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">区分</th> <th style="width: 30%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(7) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(8) 法第75条の12第1項の規定に基づく特定自動運行の許可の申請に対する審査の手数料</u></td> <td style="text-align: center;">同 79,200円</td> </tr> <tr> <td><u>(9) 法第75条の16第1項の規定に基づく特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査の手数料</u></td> <td style="text-align: center;">同 78,500円</td> </tr> <tr> <td><u>(10)～(14)</u> 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	(1)～(7) 省略		<u>(8) 法第75条の12第1項の規定に基づく特定自動運行の許可の申請に対する審査の手数料</u>	同 79,200円	<u>(9) 法第75条の16第1項の規定に基づく特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査の手数料</u>	同 78,500円	<u>(10)～(14)</u> 省略	
区分	金額																				
(1)～(7) 省略																					
(新設)																					
(新設)																					
<u>(8)～(12)</u> 省略																					
区分	金額																				
(1)～(7) 省略																					
<u>(8) 法第75条の12第1項の規定に基づく特定自動運行の許可の申請に対する審査の手数料</u>	同 79,200円																				
<u>(9) 法第75条の16第1項の規定に基づく特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査の手数料</u>	同 78,500円																				
<u>(10)～(14)</u> 省略																					
別表第8以下 省略	別表第8以下 省略																				

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案に関する資料

1 道路交通法の一部改正

令和5年4月1日、特定自動運行に係る許可制度が施行

2 公安委員会の許可

レベル4に相当する、運転者がいない状態での自動運転（特定自動運行）を行おうとする者は、都道府県公安委員会の許可が必要

3 手数料

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改定に沿って、手数料条例を改定

- ・ 特定自動運行の許可の申請に対する審査 手数料 7万9,200円
- ・ 特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査 手数料 7万8,500円

4 行政処分

都道府県公安委員会は、特定自動運行実施者が法令に違反したときは、指示、許可の取消しを行うことができる。

